

決議案第6号

受益者負担の適正化に係る関係条例に対する決議について

別紙、受益者負担の適正化に係る関係条例に対する決議を、宝塚市議会において決議されたく、宝塚市議会会議規則第15条第2項の規定により提出します。

令和7年(2025年)12月19日

宝塚市議会議長 富川晃太郎様

(提出者)

受益者負担の適正化に係る審査特別委員会委員長 北山照昭

受益者負担の適正化に係る関係条例に対する決議

受益者負担の適正化に係る関係条例については、受益者負担適正化ガイドラインに基づき、市が発行する各種証明書の発行手数料の改定や、各種施設の使用料の見直しなど、幅広い分野にわたる料金の改定を実施するものである。

市の財政運営や行政サービスの提供における受益者負担の適正化を図ることを目的としているが、その影響は、子育てや教育、高齢者福祉、文化・スポーツ活動など、市民生活の多様な領域に及ぶことが想定される。

近年、物価上昇が続く一方で、賃金水準の向上の進捗が十分に見られない状況において、市民生活の負担は増加している。とりわけ低所得層や子育て世帯にとっては、さらなる負担増につながる可能性がある。本市は、市民生活を支える基礎自治体として、生活上の不安を軽減し、社会参加の機会を保障する責任を負っている。その観点に立てば、料金の見直しに際しては、市民生活への影響を丁寧に検証するとともに、説明責任を果たすことが重要である。

また、行財政改革の推進にあたって、広範な値上げを一括して行う場合には、市民に理解が得られるよう十分な議論と丁寧な説明を行うことが重要である。

とりわけ、ガイドラインに基づき算出した額を参考として料金を設定する場合には、その根拠や影響については、高い水準での透明性の確保が強く求められる。

財政健全化は、自治体にとって極めて重要な課題であり、とりわけ、本市が厳しい財政状況に直面している中で、中長期的な財政の基盤強化を進めることは不可欠である。しかしながら、財政健全化を推進する際には、地域社会の活力を損なうことがあってはならない。

したがって、今回の条例制定に伴う料金見直しに当たっては、利用者の受益と負担とのバランスに配慮しつつ、地域社会の持続性が確保され、誰もが公平に利用できる仕組みを維持する視点を堅持することが必要である。

そのためにも、料金設定の妥当性の検証、影響評価、透明性の確保、説明責任を着実に講じることを強く求める。

以上決議する。

令和7年(2025年)12月19日

宝塚市議会